

北上市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

北上市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年北上市規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（地域生活支援事業） 第30条 法第77条第1項及び <u>第3項</u> に規定する地域生活支援事業の種類、手続等については、市長が別に定める。	（地域生活支援事業） 第30条 法第77条第1項及び <u>第5項</u> に規定する地域生活支援事業の種類、手続等については、市長が別に定める。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。